

熊本市就学援助規則の一部改正について

熊本市就学援助規則の一部を次のように改正したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市就学援助規則の一部を改正する規則

熊本市就学援助規則（平成 27 年教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「児童生徒」を「学齢児童若しくは学齢生徒（それぞれ法第 18 条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）」に、「行い」を「行うことにより」に、「図ることにより」を「図り」に、「寄与し、義務教育の円滑な実施に資する」を「寄与する」に改める。

第 2 条第 1 号中「熊本市立小中学校」を「市立小学校等」に、「中学校」を「義務教育学校の前期課程」に改め、同条第 2 号から第 5 号までを次のように改める。

- (2) 市立中学校等 本市の設置する中学校又は義務教育学校の後期課程をいう。
- (3) 国立小学校 国（法第 2 条第 1 項に規定する国をいう。次号において同じ。）の設置する小学校であって、本市の区域内に所在するものをいう。
- (4) 国立中学校 国の設置する中学校であって、本市の区域内に所在するものをいう。
- (5) 県立中学校等 熊本県の設置する中学校（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 79 条において準用する同令第 56 条の 4 の規定により特別の教育課程を編成しているものを除く。以下同じ。）又は中等教育学校の前期課程をいう。

第 2 条に次の 4 号を加える。

- (6) 児童 学齢児童であって、市立小学校等又は国立小学校に在学するものをいう。
- (7) 生徒 学齢生徒であって、市立中学校等、国立中学校又は県立中学校等に在学するものをいう。
- (8) 入学予定者 次に掲げる者をいう。
 - ア 市立小学校等又は国立小学校に翌年度の初めから就学する予定の者であって、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号。以下「令」という。）第 2 条の規定により作成した令第 1 条第 1 項の学齢簿に記載されているもの
 - イ 市立中学校等、国立中学校又は県立中学校等に翌年度の初めから就学する予定

の児童

(9) 保護者等 次に掲げる者をいう。

ア 児童若しくは生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）又は児童若しくは生徒を現に監護する者

イ 入学予定者に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）又は入学予定者を現に監護する者

第3条の見出しを「(就学援助の対象者)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

就学援助は、本市に住所を有する保護者等であって、次の各号のいずれかに該当するもの（入学予定者の保護者等にあつては、第2号に該当する者に限る。）に対して行うものとする。

第3条第1項第2号アからカまで以外の部分を次のように改める。

次のいずれかに該当する者であって、要保護者に準じる程度に困窮していると認められるもの

第3条第1項第2号イ中「者、」を「者又は」に、「に規定する」を「の規定による」に、「又は」を「若しくは」に改め、「の決定」を削り、同号ウ中「第90条に基づく国民年金保険料の全額免除、同法第90条の2第1項に基づく国民年金保険料の4分の3免除又は同法第90条の2第2項に基づく国民年金保険料の半額免除の決定」を「第90条第1項又は第90条の2第1項若しくは第2項の規定による処分」に改め、同号エ中「に規定する保険料の減免又は徴収の猶予の決定」を「の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予」に改め、同号オ中「に基づく児童扶養手当の支給の決定を受けた」を「の規定により同条第1項に規定する手当の支給を受ける」に改め、同号カ中「規定する社会福祉事業」を「掲げる事業」に改め、同項第3号中「定めるもの」を「掲げる者」に、「委員会」を「熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 就学援助は、児童（市立小学校等に在学する者に限る。）又は生徒（市立中学校等に在学する者に限る。）の保護者等（本市に住所を有しない者に限る。）であって、前項各号のいずれかに該当するものに対しても行うことができるものとする。この場合において、委員会は、あらかじめ、その保護者等の住所の存する市（特別区を含む。次項において同じ。）町村の教育委員会と協議するものとする。

第3条に次の1項を加える。

3 就学援助は、令第9条第1項の規定による届出を行い、学齢児童又は学齢生徒を市立小学校等又は市立中学校等以外の学校（市町村の設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に限る。）に就学させている者（当該学齢児童若しくは学齢生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）又は当該学齢児童若しくは学齢生徒を現に監護する者であって、本市に住所を有するものに限る。）であって、第1項各号のいずれかに該当するものに対しても行うことができるものとする。この場合において、委員会は、あらかじめ、その就学に係る同条第1項の承諾を与えた市町村の教育委員会と協議するものとする。

第4条中「別に」を削る。

第5条中「保護者等のうち、」を削る。

第6条第1項中「以下「申請者」という。）」を「第2条第9号アに掲げる者に限る。」及び第3条第3項の規定により就学援助を受けようとする者」に改め、「児童生徒の在籍する学校の校長（以下「校長」という。）を経由して、」を削り、同条第2項中「前項本文の規定にかかわらず、申請者のうち入学予定者の保護者等は、」を「就学援助を受けようとする保護者等（第2条第9号イに掲げる者に限る。）は、当該入学予定者が」に、「前の年度に申請書を、就学する予定の学校の校長を経由して、」を「前年度に、申請書を」に改め、同条第3項中「前2項の」の次に「規定により提出する」を加え、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類若しくはこれらに準ずる書類又はこれらの写し」を「教育長が定める書類」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 就学援助を受けようとする者のうち次の各号に掲げるものがする第1項又は第2項の規定による申請書の提出は、当該各号に定める者を経由してすることができる。
 - (1) 保護者等（第2条第9号アに掲げる者に限り、入学予定者（同条第8号イに掲げる者に限る。）の保護者等に該当する者を除く。） 当該児童又は生徒が在学する学校の校長
 - (2) 第3条第3項の規定により就学援助を受けようとする者 当該学齢児童又は学齢生徒を就学させている学校の校長
 - (3) 入学予定者（第2条第8号アに掲げる者に限る。）の保護者等 当該入学予定者が就学する予定の市立小学校等又は国立小学校の校長
 - (4) 入学予定者（第2条第8号イに掲げる者に限る。）の保護者等 当該入学予定者が就学する予定の市立中学校等、国立中学校若しくは県立中学校等の校長又は当該児童が在学する小学校の校長

第7条の見出しを「(就学援助の認定等)」に改め、同条中「による」を「により」に、「(以下「申請」という。)があった」を「を受けた」に、「申請者が第3条第1項各号のいずれか」を「その提出をした者（以下この条において「申請者」という。）が第3条に規定する就学援助の対象者」に改め、「ときは」の次に「、当該申請者について」を加え、「し、児童生徒が在籍し、又は入学予定者が就学を予定する学校の校長を経由して、その旨を申請者に通知する」を「する」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 委員会は、前項の規定により就学援助の認定をしたときは、その認定に係る申請者（以下「被認定者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

第8条第1項中「児童生徒の保護者等（第3条第2項の規定により就学援助を受ける者を含む。）の」を削り、「申請があった日」を「第6条の規定により申請書の提出を受けた日（その日が就学援助を受けようとする年度の前年度に属する場合は、その日の属する年度の翌年度の初日）」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、被認定者が、第3条第1項第2号又は第3号に該当する

者であって、当該各号に該当することとなった日から1月以内（当該期間が2年度にわたる場合は、当該期間の初日の属する年度の末日まで）に第6条の規定により申請書を提出したものである場合における就学援助の対象となる期間は、当該各号に該当することとなった日から当該年度の末日までとする。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定は、特定の就学援助の内容に係るその援助の時期について教育長が別段の定めをすることを妨げない。

第9条第1項中「第7条の規定による就学援助の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）」を「被認定者」に改め、同条第2項中「別に」を削り、同条第3項後段を削り、同条第4項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「による」を「の」に改め、同項ただし書中「教育長が」を削り、「その他の」を「他の」に、「支給する」を「行う」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 被認定者は、就学援助の受領その他の教育長が定める事項を、校長その他の教育長が定める者に委任するものとする。

第10条の見出しを「(変更等の届出)」に改め、同条中「申請の内容」を「第6条の規定により提出した申請書の記載事項」に改め、「、校長を経由して」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による届出は、当該学齢児童若しくは学齢生徒が在学する学校又は当該入学予定者が就学する予定の学校の校長を経由してすることができる。

第11条中「就学援助は、」を「被認定者が」に改め、「ときは」の次に「、その者に対する就学援助は」を加え、同条第1号中「規定する」の次に「就学援助の」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 就学援助の辞退を申し出たとき。

第11条第3号中「児童生徒の保護者等が虚偽の申請」を「虚偽」に、「不正な行為」を「不正の手段」に改め、同条第4号中「もののほか、」を「場合のほか、その者に対する」に改める。

第12条中「委員会は、次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、「被認定者」の次に「(前条の規定により就学援助が廃止された者を含む。)」を、「対し、」の次に「支給した」を加え、同条第2号中「次号に規定する場合を除き、熊本市立小中学校、国立小中学校又は熊本県立中学校等」を「入学予定者が、第2条第1号から第5号までに掲げる学校」に改め、同条第3号中「国立小中学校又は熊本県立中学校等の入学予定者」を「入学予定者（国立小学校に就学する予定の者又は国立中学校若しくは県立中学校等に就学する予定の児童に限る。）」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に、「もの」を「場合」に、「委員会が」を「支給した就学援助の」に改め、「要すると」の次に「委員会が」を加える。

第13条を次のように改める。

(書類の様式等)

第13条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、教育長が定めるところによる。

- 2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

第14条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「別に」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に行われている就学援助及びこの規則の施行後に行われる就学援助であってこの規則による改正前の第7条に規定する申請に係るものについては、なお従前の例による。

(提出理由)

天明みらい学園を就学援助の対象校に加える必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

改正後（案）	現行	備考
（目的） 第１条 この規則は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号。以下「法」という。）第１９条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる<u>学齢児童若しくは学齢生徒（それぞれ法第１８条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）</u>又は入学予定者の保護者等に対し、就学に必要な援助（以下「就学援助」という。）を<u>行うことにより</u>、保護者等の経済的負担の軽減を<u>図り</u>、もって教育の機会均等に<u>寄与する</u>ことを目的とする。 （定義） 第２条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>市立小学校等</u> 本市の設置する小学校又は<u>義務教育学校の前期課程</u>をいう。 (2) <u>市立中学校等</u> 本市の設置する中学校又は<u>義務教育学校の後期課程</u>をいう。	（目的） 第１条 この規則は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号。以下「法」という。）第１９条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる<u>児童生徒</u>又は入学予定者の保護者等に対し、就学に必要な援助（以下「就学援助」という。）を<u>行い</u>、保護者等の経済的負担の軽減を<u>図ることにより</u>、もって教育の機会均等に<u>寄与し、義務教育の円滑な実施に資する</u>ことを目的とする。 （定義） 第２条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>熊本市立小中学校</u> 本市の設置する小学校又は<u>中学校</u>をいう。 (2) <u>国立小中学校</u> 国（<u>法第２条第１項に規定する国</u>をいう。以下この号において同じ。）の設置する小学校であつて、本市の区域内に所在するもの（以下「国立小学校」という。）又は国の設置する中学校であつて、本市の区域内に所在するもの（以下「国立中学校」という。）をいう。	【文言整理等】 【義務教育学校開校に伴う改正】 【義務教育学校開校に伴う改正】

(3) 国立小学校 国（法第2条第1項に規定する国をいう。次号において同じ。）の設置する小学校であって、本市の区域内に所在するものをいう。

(4) 国立中学校 国の設置する中学校であって、本市の区域内に所在するものをいう。

(5) 県立中学校等 熊本県の設置する中学校（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条において準用する同令第56条の4の規定により特別の教育課程を編成しているものを除く。以下同じ。）又は中等教育学校の前期課程をいう。

(6) 児童 学齢児童であって、市立小学校等又は国立小学校に在学するものをいう。

(7) 生徒 学齢生徒であって、市立中学校等、国立中学校又は県立中学校等に在学するものをいう。

(8) 入学予定者 次に掲げる者をいう。

ア 市立小学校等又は国立小学校に翌年度の初めから就学する予定の者であって、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」とい

(3) 熊本県立中学校等 熊本県の設置する中学校又は中等教育学校の前期課程をいう。

(4) 児童生徒 法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、熊本市立小中学校、国立小中学校又は熊本県立中学校等に在学する者をいう。

(5) 入学予定者 本市の設置する小学校又は国立小学校へ翌年度の初めから就学する予定の者であって、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第2条の規定により作成した学齢簿に記載されているもの及び本市の設置する中学校、国立中学校又は熊本県立中学校等（以下この号において「指定中学校」という。）へ翌年度の初めから就学する予定の者であって、指定中学校へ就学する年度の前の年度に本市の設置する小学校又は国立小学校に在籍するものをいう。

【新設】

【新設】

【新設】

【文言整理等】

【文言整理等】

【文言整理等】 援助対象者は学齢児童又は学齢生徒であるところ、ゆうあい中学校には学齢生徒が存在しない（学校教育法施行規則79条が準用する56条の4は、学齢を経過した者を教育する場合を想定した規定）。したがって、ゆうあい中学校に在学している生徒の保護者は熊本市就学援助規則による就学援助を受けることができない。そこで、熊本県立中学校等からゆうあい中学校を除くため、「中学校」の次に括弧書を加えた。

【文言整理等】 改正前第4号

【文言整理等】 改正前第4号

【文言整理等】 改正前第5号

う。) 第2条の規定により作成した令第1条第1項の学齢簿に記載されているもの

イ 市立中学校等、国立中学校又は県立中学校等に翌年度の初めから就学する予定の児童

(9) 保護者等 次に掲げる者をいう。

ア 児童若しくは生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）又は児童若しくは生徒を現に監護する者

イ 入学予定者に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）又は入学予定者を現に監護する者

(就学援助の対象者)

第3条 就学援助は、本市に住所を有する保護者等であって、次の各号のいずれかに該当するもの（入学予定者の保護者等にあつては、第2号に該当する者に限る。）に対して行うものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 次のいずれかに該当する者であつて、要保護者に準じる程度に困窮していると認められるもの

【新設】

(対象者)

第3条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、児童生徒又は入学予定者の保護者等であつて本市に住所を有するもののうち、次の各号のいずれかに該当する者に対し、就学援助を行うものとする。ただし、入学予定者の保護者等にあつては、第2号に該当する者に限る。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 前号に規定する要保護者に準じる程度に経済的に困窮しており、前年度又は当該年度において次のいずれかに該当する者

【文言整理等】

【文言整理等】

【文言整理等】

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の決定を受けた者

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定により市町村民税が課されない者又は同法第323条の規定による市町村民税の減免、同法第72条の62の規定による個人の事業税の減免若しくは同法第367条の規定による固定資産税の減免_____を受けた者

ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条第1項又は第90条の2第1項若しくは第2項の規定による処分_____を受けた者

エ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予を受けた者

オ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定により同条第1項に規定する手当の支給を受ける者

カ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に掲げる事業_____による資金の融通を受けた者

(3) 前2号に掲げる者のほか、就学援助が必要であると熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の決定を受けた者

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定により市町村民税が課されない者、同法第323条に規定する市町村民税の減免、同法第72条の62に規定する個人の事業税の減免又は同法第367条に規定する固定資産税の減免の決定を受けた者

ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条に基づく国民年金保険料の全額免除、同法第90条の2第1項に基づく国民年金保険料の4分の3免除又は同法第90条の2第2項に基づく国民年金保険料の半額免除の決定を受けた者

エ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に規定する保険料の減免又は徴収の猶予の決定を受けた者

オ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給の決定を受けた者

カ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する社会福祉事業による資金の融通を受けた者

(3) 前2号に定めるもののほか、就学援助が必要であると委員会_____

【文言整理等】

【文言整理等】

【文言整理等】

【文言整理等】

【文言整理等】

【文言整理等】

が認める者

2 就学援助は、児童（市立小学校等に在学する者に限る。）又は生徒（市立中学校等に在学する者に限る。）の保護者等（本市に住所を有しない者に限る。）であって、前項各号のいずれかに該当するものに対しても行うことができるものとする。この場合において、委員会は、あらかじめ、その保護者等の住所の存する市（特別区を含む。次項において同じ。）町村の教育委員会と協議するものとする。

3 就学援助は、令第9条第1項の規定による届出を行い、学齢児童又は学齢生徒を市立小学校等又は市立中学校等以外の学校（市町村の設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に限る。）に就学させている者（当該学齢児童若しくは学齢生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）又は当該学齢児童若しくは学齢

が認める者

2 委員会は、前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める教育委員会と協議の上、就学援助を行うことができる。

- (1) 本市に住所を有しない保護者等であって、その児童生徒が熊本市立小中学校に在学しているもの 当該保護者等の住所の所在する市町村の教育委員会
- (2) 本市に住所を有する保護者等であって、令第9条第1項の届出を行い、その児童又は生徒（それぞれ法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）を本市の区域外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させているもの 令第9条第2項の承諾を与えた教育委員会

【新設】

【文言整理等】 改正前第1号

【文言整理等】 改正前第2項第2号

生徒を現に監護する者であって、本市に住所を有するものに限る。）であって、第1項各号のいずれかに該当するものに対しても行うことができるものとする。この場合において、委員会は、あらかじめ、その就学に係る同条第1項の承諾を与えた市町村の教育委員会と協議するものとする。

（就学援助の種類）

第4条 就学援助の種類は、教育長が 定める。

（支給の調整）

第5条 生活保護法第13条の規定により教育扶助を受けている者に対しては、当該教育扶助を受けている部分に相当する就学援助は、行わない。

（申請）

第6条 就学援助を受けようとする保護者等（第2条第9号アに掲げる者に限る。）及び第3条第3項の規定により就学援助を受けようとする者は、毎年度、就学援助申請書（以下「申請書」という。）を

 委員会に提出しなければならない。ただし、要保護者については、この限りでない。

2 就学援助を受けようとする保護者等（第2条第9号イに掲げる者に限る。）は、当該入学予定者が就学する日の属する年度の前年度に、申請書を

（就学援助の種類）

第4条 就学援助の種類は、教育長が別に定める。

（支給の調整）

第5条 保護者等のうち、生活保護法第13条の規定により教育扶助を受けている者に対しては、当該教育扶助を受けている部分に相当する就学援助は、行わない。

（申請）

第6条 就学援助を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）

 は、毎年度、就学援助申請書（以下「申請書」という。）を児童生徒の在籍する学校の校長（以下「校長」という。）を經由して、委員会に提出しなければならない。ただし、要保護者については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、申請者のうち入学予定者の保護者等は、 就学する日の属する年度の前の年度に申請書を、就学する予

【文言整理等】

【文言整理等】 就学援助を受け得る者は「保護者等」に限らない（3条3項により対象となる者は「保護者等」に含まれない。）。したがって、「保護者等のうち、」を削る。

【文言整理等】 校長経由の提出については改正後の第4項に整理

【提出方法の緩和】 校長経由の提出について整理

【文言整理等】 校長経由の提出については改正後の第4項に整理

【提出方法の緩和】 校長経由の提出について整理

_____委員会に提出しなければならない。

3 前2項の規定により提出する申請書には、教育長が定める書類

_____を添付しなければならない。_____

【各号を削る】

定の学校の校長を経由して、委員会に提出しなければならない。

3 前2項の_____申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類若しくはこれらに準ずる書類又はこれらの写しを添付しなければならない。ただし、第7号に定める理由書については、原本に限る。

(1) 第3条第1項第2号アに該当する場合 保護の停止又は廃止の決定通知書

(2) 第3条第1項第2号イに該当する場合 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める書類

ア 地方税法第295条第1項の規定により市町村民税が課されない者 市町村民税の課税の証明書

イ 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免の決定を受けた者 市町村民税の減免の決定通知書

ウ 地方税法第72条の62に規定する個人の事業税の減免の決定を受けた者 個人の事業税の減免の決定通知書

エ 地方税法第367条に規定する固定資産税の減免の決定を受けた者 固定資産税の減免の決定通知書

(3) 第3条第1項第2号ウに該当する場合 国民年金保険料の免除の決定通知書

【申請の際に事務的に必要となる添付書類の種類を教育長に委任】

4 就学援助を受けようとする者のうち次の各号に掲げるものがする第1項又は第2項の規定による申請書の提出は、当該各号に定める者を経由してすることができる。

(1) 保護者等（第2条第9号アに掲げる者に限り、入

- (4) 第3条第1項第2号エに該当する場合 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予の決定通知書
- (5) 第3条第1項第2号オに該当する場合 児童扶養手当に関する証書
- (6) 第3条第1項第2号カに該当する場合 社会福祉事業による資金の融通の決定通知書
- (7) 第3条第1項第3号に該当する場合 理由書及び次に掲げるいずれかの書類
- ア 世帯全員の申請日が属する年の前年の所得が確認できる市町村民税の課税の証明書、確定申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。）又は源泉徴収票（同法第226条第1項に規定する源泉徴収票をいう。）
- イ 雇用保険被保険者離職票（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第7条第2項の雇用保険被保険者離職票をいう。）
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、経済的理由によって就学困難であることを証明できるもの

【新規】

【提出方法の緩和】 校長経由の提出について整理

【文言整理等】 小学6年生の保護者等は、第2条第9号アに掲げる保護者等であ

学予定者（同条第8号イに掲げる者に限る。）の保護者等に該当する者を除く。） 当該児童又は生徒が在学する学校の校長

(2) 第3条第3項の規定により就学援助を受けようとする者 当該学齢児童又は学齢生徒を就学させている学校の校長

(3) 入学予定者（第2条第8号アに掲げる者に限る。）の保護者等 当該入学予定者が就学する予定の市立小学校等又は国立小学校の校長

(4) 入学予定者（第2条第8号イに掲げる者に限る。）の保護者等 当該入学予定者が就学する予定の市立中学校等、国立中学校若しくは県立中学校等の校長又は当該児童が在学する小学校の校長

(就学援助の認定等)

第7条 委員会は、前条の規定により申請書の提出を受けた _____ 場合において、その提出をした者（以下この条において「申請者」という。）が第3条に規定する就学援助の対象者に該当すると認めるときは、当該申請者について、就学援助の認定をする _____

_____ ものとする。 _____

(認定)

第7条 委員会は、前条の規定による申請書の提出（以下「申請」という。）があった場合において、申請者が第3条第1項各号のいずれか _____

_____ に該当すると認めるときは _____、就学援助の認定をし、児童生徒が在籍し、又は入学予定者が就学を予定する学校の校長を経由して、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、本市の設置する小学校及び国立小学校の入学予定者については、委員会から申請者に通知するものとする。

り、かつ、同条第8号イに該当する入学予定者の保護者等でもあるため、第2条第9号アに掲げる保護者等として扱う記述とした。

【文言整理等】 認定したときの通知については改正後第2項に整理

2 委員会は、前項の規定により就学援助の認定をしたときは、その認定に係る申請者（以下「被認定者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

（対象期間）

第8条

_____就学援助の対象となる期間は、第6条の規定により申請書の提出を受けた日（その日が就学援助を受けようとする年度の前年度に属する場合は、その日の属する年度の翌年度の初日）から当該年度の末日までとする。_____

【各号を削る】

2 前項の規定にかかわらず、被認定者が、第3条第1項第2号又は第3号に該当する者であって、当該各号に該当することとなった日から1月以内（当該期間が2年度にわたる場合は、当該期間の初日の属する年度の末日まで）に第6条の規定により申請書を提出したものである場合における就学援助の対象となる期間

【新規】

（対象期間）

第8条 児童生徒の保護者等（第3条第2項の規定により就学援助を受ける者を含む。）の就学援助の対象となる期間は、申請があった日

_____から当該年度の末日までとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日から当該年度の末日までとする。

(1) 申請があった日が就学援助を受けようとする年度の前年度に属する場合 当該申請があった日の属する年度の翌年度の初日

(2) 第3条第1項第2号又は第3号に該当することとなった日から1月以内（当該期間が2年度にわたる場合は、当該期間の初日の属する年度の末日まで）に申請があった場合 当該該当することとなった日

2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒が入学に際して通常必要とする学用品等に係る金銭の支給に関する入学予定者の保護者等への就学援助は、教育長が別に定める時期に行うこととする。

【文言整理等】 改正前第1号

【文言整理等】 改正前第1項第2号

は、当該各号に該当することとなった日から当該年度の末日までとする。

3 前2項の規定は、特定の就学援助の内容に係るその援助の時期について教育長が別段の定めをすることを妨げない。

(支給額の基準及び支給方法)

第9条 就学援助は、予算の範囲内において、被認定者
_____ に対して支給する。

2 就学援助の支給額の基準は、教育長が _____ 定めるものとする。

3 就学援助は、被認定者に対し、金銭又は現物を支給する方法により行う。 _____

4 前項の規定による金銭の _____ 支給は、口座振替の方法により行う。ただし、 _____ 必要と認めた場合は、他の _____ 方法により行う ことができる。

5 被認定者は、就学援助の受領その他の教育長が定める事項を、校長その他の教育長が定める者に委任するものとする。

(変更等の届出)

第10条 被認定者は、就学援助を必要としなくなったとき又は第6条の規定により提出した申請書の記載事項

【新規】

(支給額の基準及び支給方法)

第9条 就学援助は、予算の範囲内において、第7条の規定による就学援助の認定を受けた者（以下「被認定者」という。） に対して支給する。

2 就学援助の支給額の基準は、教育長が別に 定めるものとする。

3 就学援助は、被認定者に対し、金銭又は現物を支給する方法により行う。この場合において、被認定者は、教育長が別に定める方法により、就学援助に係る請求その他の手続を校長等に委任するものとする。

4 前項の _____ 金銭による 支給は、口座振替の方法により行う。ただし、教育長が 必要と認めた場合は、その他の 方法により支給する ことができる。

【新規】

(変更の届出等)

第10条 被認定者は、就学援助を必要としなくなったとき又は申請の内容

【文言整理等】 改正前第2項

【文言整理等】

【文言整理等】 改正前第3項

【文言整理等】 校長経由の提出については改正後の第2項に整理

【提出方法の緩和】 校長経由の提出について整理

に変更が生じたときは_____、委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、当該学齢児童若しくは学齢生徒が在学する学校又は当該入学予定者が就学する予定の学校の校長を経由してすることができる。

(就学援助の廃止)

第11条 **被認定者が** 次の各号のいずれかに該当するときは、**その者に対する就学援助は**、廃止する。

(1) 第3条に規定する**就学援助の**対象者に該当しなくなったとき。

(2) 就学援助の辞退を申し出たとき。

(3) **虚偽** _____ その他**不正の手段**により就学援助の支給を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる**場合のほか、その者に対する**就学援助の必要がなくなったと委員会が認めるとき。

(就学援助の返還)

第12条 **次の各号のいずれかに該当する**ときは、被認定者**(前条の規定により就学援助が廃止された者を含む。)**に対し、**支給した**就学援助の返還を求めることができる。

(1) 前条第3号に該当するとき。

(2) **入学予定者が、第2条第1号から第5号までに掲げる学校** _____ に就学しなかつ

に変更が生じたときは、**校長を経由して**、委員会に届け出なければならない。

【新規】

(就学援助の廃止)

第11条 **就学援助は、** 次の各号のいずれかに該当するときは _____、廃止する。

(1) 第3条に規定する _____ 対象者に該当しなくなったとき。

(2) 児童生徒の保護者等が就学援助を必要としなくなり、辞退の届出をしたとき。

(3) **児童生徒の保護者等が虚偽の申請** その他**不正な行為**により就学援助の支給を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる**もののほか、** _____ 就学援助の必要がなくなったと委員会が認めるとき。

(就学援助の返還)

第12条 **委員会は、次に掲げる** _____ ときは、被認定者 _____ に対し、 _____ 就学援助の返還を求めることができる。

(1) 前条第3号に該当するとき。

(2) **次号に規定する場合を除き、熊本市立小中学校、国立小中学校又は熊本県立中学校等**に就学しなかつ

【提出方法の緩和】 校長経由の提出について整理

【文言整理等】

【文言整理等】

熊本市就学援助規則の一部改正について 説明資料

改正内容は、主に開校予定の義務教育学校（天明みらい学園）を就学援助の対象校として明記するものである。これに併せ、認定要件の確認の際に事務的に必要とする添付書類の決定を教育長へ委任するとともに、実態に合わせて申請方法の緩和を明記するもの。さらに、文言整理等を行うもの。

【変更内容】

1. 義務教育学校（天明みらい学園）を就学援助の対象校とするもの 【第2条】
 - （1）市立小学校等 本市の設置する小学校又は義務教育学校の前期課程をいう。
 - （2）市立中学校等 本市の設置する中学校又は義務教育学校の後期課程をいう。
2. 申請等の際に必要な添付書類を要綱で規定することとするもの 【第6条第3項】

申請書には、教育長が定める書類を添付しなければならない。
（改正前：次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類若しくはこれらに準ずる書類又はこれらの写しを添付しなければならない。）
3. 申請書提出方法等を緩和するもの 【第6条第第1項、第2項、4項、第10条第1項、第2項】

例：第6条第4項
就学援助を受けようとする者のうち次の各号に掲げるものがする第1項又は第2項の規定による申請書の提出は、当該各号に定める者を經由してすることができる。
（改正前：校長を經由して、委員会に提出しなければならない。）
4. その他文言整理等
(1)一つの条文に複数の事項を規定していることによる複雑化の整理
例：第7条

改正後	改正前
（就学援助の認定等） 第7条 委員会は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合において、その提出をした者（以下この条において「申請者」という。）が第3条に規定する就学援助の対象者に該当すると認めるときは、当該申請者について、就学援助の認定をするものとする。 2 委員会は、前項の規定により就学援助の認定をしたときは、その認定に係る申請者（以下「被認定者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。	（認定） 第7条 委員会は、前条の規定による申請書の提出（以下「申請」という。）があった場合において、申請者が第3条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、就学援助の認定をし、児童生徒が在籍し、又は入学予定者が就学を予定する学校の校長を經由して、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、本市の設置する小学校及び国立小学校の入学予定者については、委員会から申請者に通知するものとする。

(2)その他用語使用の適正化